

安心のゴールキーパーでありたい。

GK



すまいの保険

財住金の住宅ローンを利用される方全員に
ローン団体割引が適用されます。



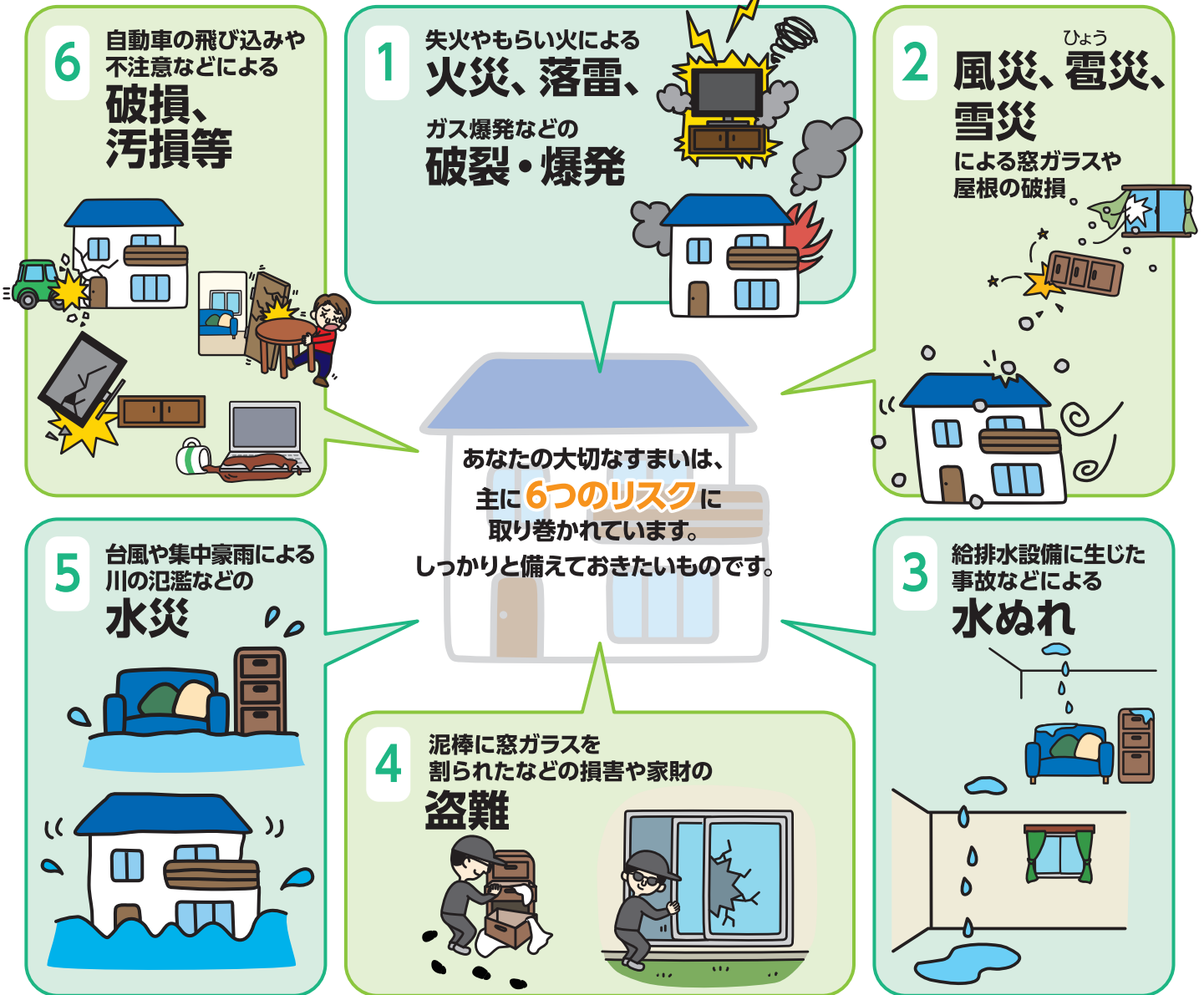
GK すまいの保険・ローン団体扱用で、すまいを取り巻くリスクに備えましょう。

大切なすまいや家財の保険はどうなっていますか？

「すまいや家財の保険は、火災になったときのことを考えておけば良いのではないですか？」

いいえ、それだけでは十分とはいえません。

すまいを取り巻くリスクは、火災以外にもたくさんあります。



「GK すまいの保険・ローン団体扱用」ではお客さまのすまいや

ライフスタイルに応じた、**契約プラン**を用意しています。

また、お客さまの**ニーズにあわせてオプションの特約もお選びいただけます。**

地震のリスクもお忘れなく！

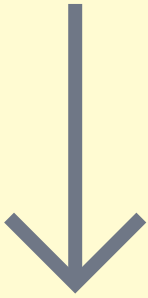


このパンフレットの内容

ご契約の際に お選びください。

P3~16

6つの手順に従い、
補償内容をご理解いただいたうえで、
ぴったりの補償をお選びください。



ご契約の際に 知っておいて いただきたいこと

P18

- 手順 1 P3 保険の対象をお選びください。
- 手順 2 P5 契約プランをお選びください。
- 手順 3 P7 保険金額と免責金額をお決めください。
- 手順 4 P9 地震保険への加入をおすすめします。
- 手順 5 P11 オプションの特約をお選びください。
自動セット特約をご確認ください。
- 手順 6 P16 保険期間と保険料の払込方法をお選びください。

- 1 P18 ご契約時の確認事項
- 2 P18 暮らしのQQ隊
- 3 P18 ご契約が満期を迎えるときのご案内

裏表紙 用語のご説明

ご注意ください事項

このパンフレットの使い方



パンフレットの右側に読み進めるための項目を記載しています。

裏表紙にある用語のご説明を
参照しながらご覧いただくと、
補償内容をわかりやすくご理解
いただけます。

手順 1 保険の対象

リスクに備えるため保険の対象をお選びください。

① 建物^(注1)のみ



一戸建て



マンション



門



車庫 (66m²未満)

建物の契約に含まれるもの(例)



家具



家電製品



衣類



その他

② 建物^(注1)と家財^{(注2)(注3)}の両方

家財のみを保険の対象とするとご契約はできません。

(注1) 居住用の建物に限ります。建物のみのご契約では、家財は保険の対象に含まれません。また、建物の基礎、門・塀・垣、延床面積が66m²未満の付属建物(物置・車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。

(注2) 保険の対象となる家財は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されるものに限ります。保険の対象に含まれないものについては、6ページをご参照ください。

(注3) 家財を保険の対象とする場合、「家財(長期用)特約」がセットされます。

延床面積が66m²以上の物置、車庫等の付属建物および100万円を超える屋外設備、貴金属等の補償をご希望の場合は、特約をセットいただく必要があります。

保険の対象 ^(注)		ご注意ください
付属建物 (物置、車庫等)	延床面積 66m ² 未満	ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、建物契約の保険の対象に含まれます。
	延床面積 66m ² 以上	保険の対象に含める場合は、「屋外明記物件特約」をセットいただく必要があります。 「屋外明記物件特約」をセットしない場合は、保険の対象に含まれません。 ▶ 14ページ参照
屋外設備 (井戸、側溝、敷石等)		建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき敷地内一括で100万円を超える損害については、その損害の額を100万円とみなします。 ▶ 8ページ(1)【建物の場合】参照 100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「屋外明記物件特約」をセットいただく必要があります。 ▶ 14ページ参照
貴金属等 (貴金属、宝石、美術品等)		「家財(長期用)特約」の保険の対象である家財に含まれます。ただし、1個または1組について100万円を超える損害については、その損害の額を100万円とみなします。 ▶ 8ページ(1)【家財の場合】参照 100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「家財明記物件特約」をセットいただく必要があります。 ▶ 14ページ参照
畳、建具、建物設備		建物契約の保険の対象に含まれます。
庭木		建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき敷地内一括で100万円を超える損害については、その損害の額を100万円とみなします。同一の事故により保険申込書記載の建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。 ▶ 8ページ(1)【建物の場合】参照

(注) 保険の対象に含まれるのは、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置または収容されるものに限ります。

家財の火災保険が必要な理由

理由 その1

家具や家電製品、衣類等の財産を補償するのは**家財の火災保険**です。



建物の火災保険に加入していれば、
建物に収容される家財も、補償されと思っていたのに。



建物と家財の両方を保険の対象とした場合



建物



家財

建物のみを保険の対象とした場合



建物



家財

理由 その2

万が一の際に家財を一度に買いそろえると
思った以上に高額になります。



私と夫、小学3年生と1年生の子供の4人家族です。
そんなに家財は持っていないと思うのですが。



家財には、**家具類、衣類、寝具類、家電製品を**
はじめ、歯ブラシや茶わんに至るまで、
さまざまなものがあります。



たとえば、4人家族（ご世帯主の年齢40才）の場合、
標準的な家財の再調達価額は、

1,250万円にもなります。（平成27年2月現在）

ぜひ、この機会にご加入を検討ください。



家財の保険金額の設定方法については、7ページをご参照ください。

手順 2 契約プラン

リスクに対応した契約プランをお選びください。



○：補償されます（保険金をお支払いする事故） ×：補償されません

すまいの主なリスク

契約プラン

オススメ

マンション等の共同住宅専用^(注1)

■ …お支払件数の割合^(注2) ● …お支払金額の割合^(注2)

リスク	6つの補償プラン	5つの補償プラン	4つの補償+破損汚損プラン	4つの補償プラン
1 火災、落雷、破裂・爆発 例) 火災により建物が焼失した。 落雷により家電製品がこわれた。	○	○	○	○
2 風災、雹災、雪災 例) 台風で窓ガラスが割れ 建物や家財が損害を受けた。	○	○	○	○
3 水ぬれ 例) マンション上階からの水漏れで 部屋や家財が水びたしになった。	○	○	○	○
4 盗難 例) 泥棒により窓ガラスが割られ 現金や家財が盗難にあった。	○	○	○	○
5 水災 例) 大雨による洪水で床上浸水し、 建物や家財が損害を受けた。	○	○	×	×
6 破損、汚損等 例) 自動車飛び込んで、建物がこわれた。 家具をぶつけてドアをこわしてしまった。 誤ってコーヒーをこぼして、パソコンをこわしてしまった。 液晶テレビをテレビ台から落としてこわしてしまった。	○	×	○	×
安心のサービス 暮らしのQQ隊 (水まわりQQサービス・カギあけQQサービス) 詳しくは18ページをご参照ください。	セット されます	セット されます	セット されます	セット されません

※家財を保険の対象とする場合、「家財(長期用)特約」がセットされます。

(注1) 保険の対象である建物が耐火構造の共同住宅の場合に選択いただけます。耐火構造の共同住宅とは、構造級別がM構造、T構造、M級または2級の共同住宅をいいます。

(注2) 「GK すまいの保険」の平成22年度～平成25年度当社支払実績に基づいた数値です。

地震のリスクに対応した保険

地震保険

「GK すまいの保険・ローン団体扱用」とあわせてご契約いただけます。



地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。「GK すまいの保険・ローン団体扱用」では、地震等を原因とする損害は補償されません。

詳しくは9ページをご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

5ページの表の「○:補償されます(保険金をお支払いする事故)」に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は8ページをご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 火災、落雷、破裂・爆発 | 火災(消防活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。 |
| 2 | 風災、雹災、雪災 | 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます。)(吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。) |
| 3 | 水ぬれ | 給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に生じた破損等は6の事故になります。) |
| 4 | 盗難 | 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。 |
| 5 | 水災 | 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り保険の対象に損害が生じた場合等をいいます。 |
| 6 | 破損、汚損等 | 不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1から4までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって損害を被る事故を除きます。 |

保険金をお支払いしない主な場合

①以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
 - 置き忘れまたは紛失による損害
 - 建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害
 - 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等による損害
 - 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害
 - 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
 - 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
 - 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
 - 戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害
- 等

②「破損、汚損等」については、①の損害のほか以下のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害
 - 電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
 - 土地の沈下、隆起等によって生じた損害
 - 公権力の行使によって生じた損害
 - 保険の対象に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に生じた損害
 - 詐欺または横領によって生じた損害
 - 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
- 等

③以下の家財は保険の対象に含まれません。

- 船舶、航空機、自動車、バイク(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
 - ラジコン
 - 携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯または義肢
 - 動物および植物等の生物
 - 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等^(注)
 - 証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ
- 等

(注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等については、盗難による損害が生じた場合に限り、保険の対象として取り扱います。詳細は、8ページ(1)【家財の場合】③④をご参照ください。

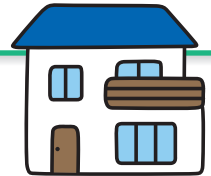
手順 3 保険金額と免責金額

保険の対象に応じて保険金額と免責金額をお決めください。

保険金額の設定方法

建物と家財について、保険金額をお決めください。

※地震保険の保険金額の設定方法は、取扱いが異なります。詳しくは10ページをご参照ください。

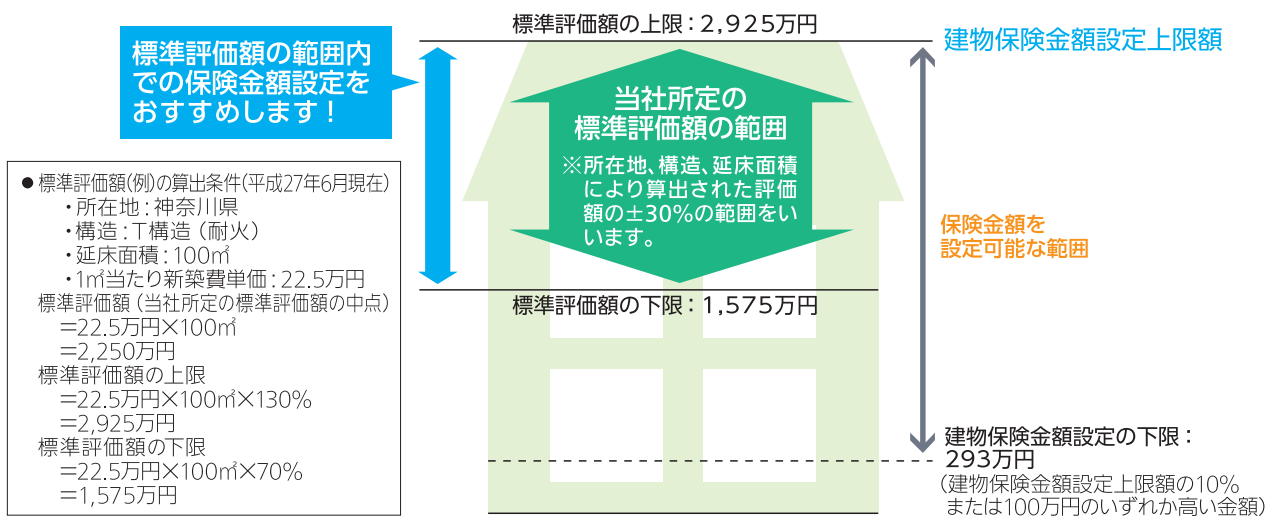


(1) 建物（建物保険金額設定上限額方式）

建物保険金額は当社が定める建物の標準評価額の上限（建物保険金額設定上限額）^(注)以下、かつ、100万円以上1万円単位でお決めください。ただし、建物保険金額設定上限額の10%が下限となります。

^(注) 標準評価額の上限を超える評価額（個別評価額）の根拠をご提示いただいた場合には、建物保険金額設定上限額を、その個別評価額に変更することも可能です。なお、その個別評価額が標準評価額の上限の1.5倍を超える場合には、根拠資料（不動産売買契約書（写）や工事請負契約書（写）等）のご提出が必要となります。

【建物の標準評価額と建物保険金額の設定について（例）】



●建物保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。

- ① 標準評価額は、再調達価額を基準として算出されます。事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、標準評価額の範囲内でのご契約をおすすめします。
- ② 建物の基礎、門・塀・垣、付属建物（延床面積が66㎡未満の物置・車庫等）は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。保険の対象に含めない場合は、標準評価額が変更となります（マンション戸室の場合を除きます。）。
- ③ 同一の建物について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがあります。

(2) 家財（家財（長期用）特約をセットする場合）

特約家財保険金額は再調達価額以下、かつ、50万円以上1万円単位でお決めください。

（ご参考）標準世帯における家財の評価額（再調達価額）の目安（平成27年6月現在）

下記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

世帯主の年齢	家族構成	夫婦のみ	夫婦+子供（18才未満）1人	夫婦+子供（18才未満）2人
27才以下		500万円	590万円	680万円
28才～32才		590万円	680万円	770万円
33才～37才		780万円	870万円	960万円
38才～42才		1,070万円	1,160万円	1,250万円
43才～47才		1,370万円	1,460万円	1,550万円
48才以上		1,440万円	1,560万円 ^(注1)	1,650万円 ^(注2)

(注1) 夫婦以外に、18才以上の方が1人の場合

(注2) 夫婦以外に、18才以上の方が1人と18才未満の子供が1人の場合

※同一の家財について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがありますのでご注意ください。

免責金額の設定方法

建物と家財について、免責金額をお決めください。

保険の対象	以下の免責金額よりお選びください。
建物	1万円、3万円、5万円、10万円
家財	1万円、3万円、5万円

(注)家財を保険の対象とする場合、「家財(長期用)特約」がセットされます。

お支払いする保険金の額

(1) 損害保険金

【建物の場合】

【全焼・全壊(注)の場合】 $\text{損害保険金} = \text{建物保険金額}$

【全焼・全壊以外の場合】 $\text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$

ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注)全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

$\frac{\text{保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である建物の延床面積}}$

ただし、「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を含みません。

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を含みません。

●損害の額の算出方法は以下のとおりです。

- ①損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きます。
- ②損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合で、損害の額が1回の事故につき100万円を超えるときは、庭木または屋外設備のそれぞれについて敷地内ごとにその損害の額を100万円とみなします。庭木については、同一の事故により建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊時(延床面積に対する損害の割合が80%以上)には、建物保険金額をそのままお支払いいたします。



損害が延床面積の
80%以上

建物保険金額を
全額お支払い

【家財の場合】(家財(長期用)特約をセットする場合)

$\text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$

ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき特約家財保険金額(事故が破損、汚損等である場合は100万円または特約家財保険金額のいずれか低い額)を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

●損害の額の算出方法は以下のとおりです。

- ①損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きます。
- ②損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について100万円を超えるときは、その損害の額を100万円とみなします。
- ③通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等については、盗難による損害が生じた場合に限り、損害保険金をお支払いします。ただし、その損害の額の合計が1敷地内につき30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。なお、「2つの補償プラン」では盗難による損害を補償していません。
- ④預貯金証書(通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。))については、盗難によって現金が引き出される損害が生じた場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。ただし、その損害の額の合計が1敷地内につき300万円を超える場合は、その損害の額を300万円とみなします。なお、「2つの補償プラン」では盗難による損害を補償していません。

(2) 損害防止費用

損害保険金をお支払いする事故があった場合、損害の発生または拡大の防止のため消火活動が必要または有益な所定の費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出したときに、その実費を損害防止費用としてお支払いします。

手順 4 地震保険

地震保険への加入をおすすめします。

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

※「GK すまいの保険・ローン団体扱用」では、地震等を原因とする損害は補償されません。



地震による火災で
建物が焼失した



地震で建物が
損壊した



地震による津波で
建物が流された



地震で家財が
損壊した

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険は「GK すまいの保険・ローン団体扱用」とあわせてご契約いただきますが、お客さまがご希望されない場合は、地震保険をご契約いただかないことも可能です。ただし、この場合には地震等による損壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害についても保険金をお支払いしません（地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。）

※地震保険をご希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名（または押印）してください。

地震保険の保険の対象

- ①居住用の建物（住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。）
- ②家財（居住用の建物に収容されている場合に限りです。）

※地震保険の保険の対象は、「GK すまいの保険・ローン団体扱用」で保険の対象となっているものに限ります。「GK すまいの保険・ローン団体扱用」の保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

■保険の対象とならないもの^(注)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 自動車、バイク（総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 等

(注)セットでご契約いただく「GK すまいの保険・ローン団体扱用」の保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

地震保険のお支払いについて

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、半損または一部損^(注)となった場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額の一定割合（100%、50%または5%）をお支払いします。

(注)「全損」「半損」「一部損」の認定について

地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従って認定します（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。）。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建 物	家 財	
全 損	地震等により損害を受け、主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の80%以上となった場合	地震保険の保険金額×100% (時価額が限度)
半 損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の30%以上80%未満となった場合	地震保険の保険金額×50% (時価額の50%が限度)
一部損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け、建物の損害が全損または半損に至らない場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合	地震保険の保険金額×5% (時価額の5%が限度)

※1 損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。

※2 損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

※3 門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。

●損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が7兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する7兆円の割合によって削減されることがあります（平成27年6月現在）。

●72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

■保険金をお支払いしない主な場合

地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害の場合には保険金をお支払いしません。

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は、「GK すまいの保険・ローン団体扱用」の**保険金額の30%~50%**の範囲内でお決めください。ただし、同一の建物や家財について加入された他の地震保険契約と合算して、**建物5,000万円、家財1,000万円が限度**となります。

※マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯ごとにこの限度額を適用することができます。

地震保険の保険期間

地震保険の保険期間は、「GK すまいの保険・ローン団体扱用」の保険期間に応じて、次表のとおりとなります。

「GK すまいの保険・ローン団体扱用」の保険期間	地震保険の保険期間
保険期間が2~5年の場合	「GK すまいの保険・ローン団体扱用」の保険期間と同一
保険期間が6~10年の場合	1年または5年 [自動継続(注)]

(注)特にお申出のない限り「GK すまいの保険・ローン団体扱用」の満期まで自動的に継続されます。自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合は19ページ「ご契約の自動継続について」をご参照ください。

火災保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合

「GK すまいの保険・ローン団体扱用」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、保険期間の途中から地震保険をご契約いただけます。ご希望される場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。

警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が下表①~④のいずれかに該当し、確認資料(注1)をご提出いただいた場合、地震保険の保険料に割引を適用します(注2)(注3)。

(注1) 確認資料とは、下表の「確認資料」に記載の書類またはいずれかの割引の適用が確認できる保険証券等(写)をいいます。

(注2) 下記①~④の条件を複数満たす場合であっても、割引は**いずれか1つのみの適用**となります。

(注3) この割引は、保険期間のうち確認資料をご提出いただいた日以降の期間について適用されます。

割引の種類	割引率	条件	確認資料
①免震建築物割引	50%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)に規定された免震建築物である場合	以下のいずれか ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書」(写)、「設計住宅性能評価書」(写)または「現況検査・評価書」(写) ^{※1} ・「耐震性能評価書」(写)(耐震等級割引の場合に限ります。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」(写) ^{※2} または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ^{※2} ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写) ^{※2}
②耐震等級割引	耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(評価指針)に定められた耐震等級を有している場合	・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ^{※2} ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写) ^{※3} および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写) ^{※2} ※1 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)を含みます。 ※2 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合 ・「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 ※3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
③耐震診断割引	10%	対象建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	以下のいずれか ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写) ・建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」旨の文言が記載された書類(写)
④建築年割引	10%	対象建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	以下のいずれか ・「建物登記簿謄本」(写)、「建物登記簿権利証」(写)、「建築確認書」(写)等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等(国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写)および公的機関等に対して届け出た書類(写)(公的機関等の受領印または処理印が確認できるものに限ります。) ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

地震保険料控除制度

個人契約の場合、払込みいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます(平成19年1月改正)。

※地震保険料控除は保険料を実際に払込みいただいた年に行われます(口座振替の場合、「実際に払込みいただいた年」は、振替日の属する年となります。)。なお、始期日より前に払込みいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払込みいただいたものとして取り扱われます。

※2年以上の契約で保険料を一括して払込みいただいた場合、一括払保険料を保険期間(年数)で割った保険料を毎年払込みいただいたものとして取り扱われます。

手順 5

オプションの特約 および自動セット特約



さまざまなオプションの特約をお選びください。

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために

自動セット特約



事故時諸費用特約

すべての契約にセットされますが、セットしないこともできます。

事故の際に必要な諸費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

事故時諸費用保険金

損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の30%^(注)を事故時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

(注) 損害保険金の20%(300万円限度)または10%(300万円限度)とすることもできます。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」^(注)に該当する損害と同じです(6ページ参照)。

(注) 居住用建物電氣的・機械的の事故特約をセットしている場合は、居住用建物電氣的・機械的の事故特約で「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害についても事故時諸費用保険金をお支払いしません。



地震火災費用特約

必ずセットされます。

地震等を原因とする火災で損害が一定割合以上となった場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で次表のいずれかに該当する場合に保険金額の50%^(注1)を地震火災費用保険金としてお支払いします。

保険の対象	保険金を支払う条件
①建物	建物が半焼以上となった場合
②家財	家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合等
③屋外明記物件	屋外明記物件の火災による損害の額が再調達価額の50%以上となった場合
④家財明記物件	家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財明記物件が全焼となった場合等

(注1) 5%(1回の事故^(注2)につき、1敷地内ごとに300万円を限度)または30%(限度額なし)を選択することができます。

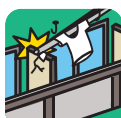
(注2) 72時間以内に生じた2回以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等による損害

■ 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害

等



バルコニー等修繕費用特約

保険の対象がマンション戸室等の場合に必ずセットされます。

建物の補償対象となる事故によりバルコニー等の共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

バルコニー等修繕費用保険金

契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、被保険者がもつぱら使用・管理しているバルコニー等の共用部分が損害を受け、管理規約に基づき修繕の義務が生じ、実際に修繕した場合に、修繕費用の実費をバルコニー等修繕費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために



失火見舞費用特約

類焼損害・見舞費用特約と同時にセットできません。

類焼損害・見舞費用特約

失火見舞費用特約と同時にセットできません。

火災、破裂または爆発の事故で、隣家に損害が生じた場合に支払った見舞金の費用等を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

失火見舞費用保険金 (失火見舞費用特約、類焼損害・見舞費用特約)

保険の対象としている建物または保険の対象としている家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故により第三者の所有物に損害が生じた場合に、支出した見舞金等の費用の額を失火見舞費用保険金としてお支払いします。ただし、1被災世帯あたり30万円を限度とし、1回の事故につき、損害保険金の30%を限度とします。

類焼損害保険金 (類焼損害・見舞費用特約のみ)

保険の対象としている建物もしくはこれに収容される家財または保険の対象としている家財から発生した火災、破裂または爆発の事故により近隣の類焼補償対象物(建物および建物に収容される動産)に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼損害保険金として類焼先にお支払いします。ただし、類焼損害保険金としてお支払いする額は、同一保険年度を通じ、最大で1億円とします。

(例) 自宅より出火、
近隣に延焼させて
しまった。



(例) 消火活動により、
隣室や階下の戸室および
その収容家財を水浸しに
してしまった。



類焼補償対象物に含まれない主なもの

- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- ・ 1個または1組について30万円を超える貴金属等
- ・ 商品、原料、材料、見本品、展示品、受託品等

保険金をお支払いしない主な場合

<失火見舞費用保険金>

- 第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による場合
- 煙損害または臭気付着の損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害

等

<類焼損害保険金>

- 保険契約者、被保険者の故意による損害または類焼先の方もしくは保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失等による損害
- 煙損害または臭気付着の損害

等

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

建物や家財の補償をもっと充実させるために



居住用建物電氣的・機械的事故特約

- ・「6つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」にセットできます。
- ・保険期間の中途ではセットできません。

給湯設備や床暖房等の建物付属機械設備の電氣的・機械的事故(故障)による損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金

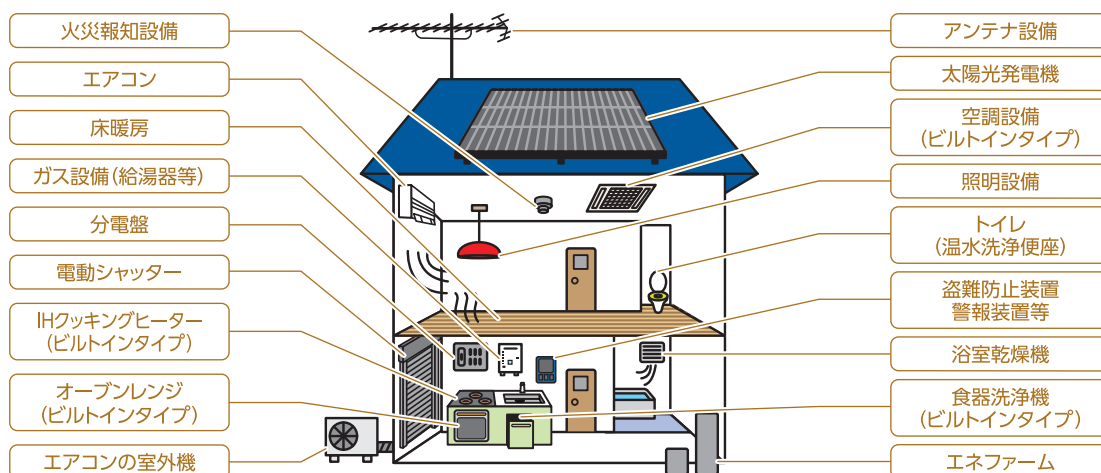
建物付属機械設備に、電氣的・機械的事故(故障)による損害が生じた場合に、損害の額(注1)から免責金額(注2)を差し引いた額について、建物保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。

(注1) 屋外設備(屋外明記物件として保険申込書に明記した屋外設備を含みます。)に生じた電氣的・機械的事故については、損害の額が1回の事故につき敷地内一括で100万円を超える場合、損害の額を100万円とみなします。

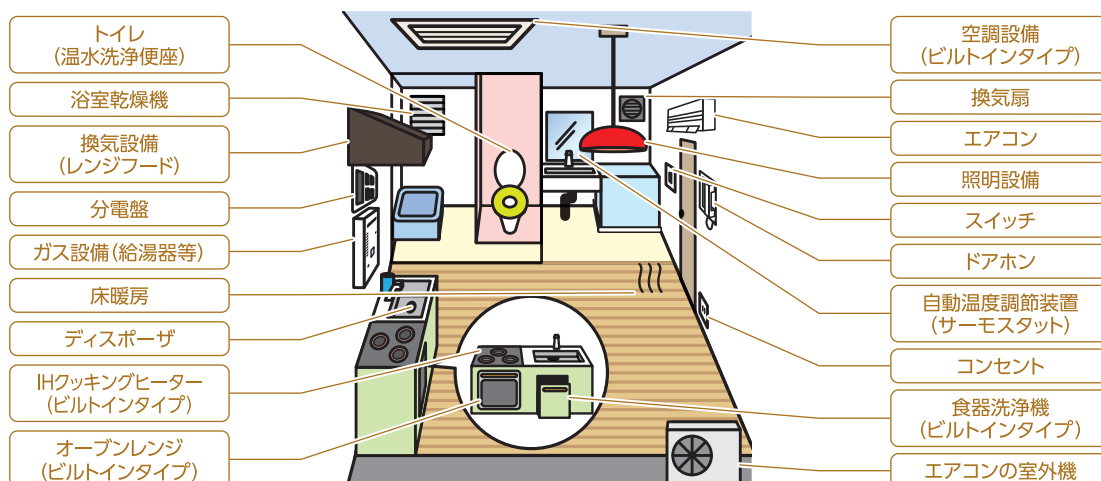
(注2) 居住用建物電氣的・機械的事故特約の免責金額は、建物の免責金額と同額です。

居住用建物電氣的・機械的事故特約の対象となる機械設備の例

●一戸建て



●マンション



保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
- 製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(注1)を負うべき事故
- 不当な修理や改造によって生じた事故
- 消耗部品および付属部品の交換
- 一般家庭用以外(注2)に使用している間に生じた事故
- その他、契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合①②」に該当する損害と同じです。ただし、「●電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害」は除きます(6ページ参照)。

(注1) 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

(注2) 業務用等をいいます。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

建物や家財の補償をもっと充実させるために



自宅外家財 (6つの補償) 特約

日本国内のみ

- ・家財を保険の対象に含む「6つの補償プラン」にセットできます。
- ・受託物賠償特約(保険金額100万円)をセットした契約については、保険期間の中途ではセットできません。

自宅外家財 (4つの補償+破損汚損) 特約

- ・家財を保険の対象に含む「4つの補償+破損汚損プラン」にセットできます。
- ・受託物賠償特約(保険金額100万円)をセットした契約については、保険期間の中途ではセットできません。

外出時に持ち出したビデオカメラ等の家財(自宅外家財)に生じた損害を補償します。

自宅外家財 保険の対象は、建物が所在する敷地の外(ただし、日本国内に限ります。)に所在する記名被保険者、生計を共にする親族または同居の親族が所有する家財となります。ただし、以下の家財は保険の対象に含まれません。

- ・船舶、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、サーフボード、ラジコン
 - ・パソコン、携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - ・眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯または義肢
 - ・動物および植物等の生物
 - ・通貨、小切手、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等(注)
 - ・証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ
- 等
- (注)通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に、盗難による損害が生じた場合は、保険の対象として取り扱います。

保険金をお支払いする主な場合

自宅外家財 保険金 「6つの補償プラン[自宅外家財(6つの補償)特約の場合]」または「4つの補償+破損汚損プラン[自宅外家財(4つの補償+破損汚損)特約の場合]」の「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、自宅外家財に損害が生じた場合、自宅外家財保険金額を限度に損害の額から免責金額(注)を差し引いた額を自宅外家財保険金としてお支払いします。ただし、通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難は10万円、預貯金証書の盗難は100万円、貴金属等については1個または1組について100万円を損害の額の上限とします。

(注)自宅外家財特約の免責金額は、家財の免責金額と同額です。

(例)旅行中にカメラを誤って落としてこわしてしまいました。



(例)路上でひったくりにあい現金などを盗まれました。



(例)火災で別荘の家財が焼失した。(消防活動による水ぬれも補償)



(例)仕送りをしている一人暮らしの大学生の息子の家が空き巣にあい、通帳などが盗まれました。



保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです。ただし、「建物がある敷地外にある家財に生じた事故による損害」は除きます(6ページ参照)。



屋外明記物件特約

すべての契約にセットできます。

保険申込書に明記された建物敷地内に所在する大型の車庫等(屋外明記物件)に生じた損害を補償します。

屋外明記物件 保険の対象は、建物敷地内に設置される次に掲げる特定の屋外設備等のうち保険申込書に明記したものととなります。

- ①物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66m²以上のもの
 - ②物干、遊具、井戸、側溝、敷石その他の建物に定着していない屋外設備
- ※屋外明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については3ページを参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、保険の対象とした屋外明記物件に損害が生じた場合に、損害の額から免責金額(注)を差し引いた額について、屋外明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。

(注)屋外明記物件の免責金額は、建物の免責金額と同額です。

保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。



家財明記物件特約

家財を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険申込書に明記された特定の貴金属等(家財明記物件)に生じた損害を補償します。

家財明記物件 保険の対象は、建物敷地内に収容される再調達価額が100万円を超える貴金属、宝石および美術品のうち保険申込書に明記したものととなります。ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。

※家財明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については3ページを参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、保険の対象とした家財明記物件に損害が生じた場合に、損害の額から免責金額(注1)を差し引いた額について、家財明記物件保険金額を限度(注2)に損害保険金をお支払いします。

(注1)家財明記物件の免責金額は、家財の免責金額と同額です。

(注2)「盗難」または「破損、汚損等」が、契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当し、それらにより損害が生じた場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

賠償事故に備えるために



日常生活賠償特約

すべての契約にセットできます。

漏水事故で階下の家財に損害を与えた場合など、日常生活で他人に与えた損害を補償します。

示談交渉
サービス付

日本国内
のみ

保険金をお支払いする主な場合

日常生活賠償保険金

日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金について日常生活賠償保険金をお支払いします。ただし、日常生活賠償保険金額(1億円)を限度とします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

(例) 自転車で高齢者と接触し、骨折させてしまった。



(例) 子供がキャッチボール中、公園で遊んでいた他の子供にボールを当てて、ケガをさせてしまった。



被保険者の範囲は18ページ1(2)②をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害
- 業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事中の従業員がケガをしたことに起因する損害賠償責任
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任

等



受託物賠償特約

すべての契約にセットできます。

友人から借りたデジタルカメラをこわしてしまった場合など、預かり物やレンタル品の持ち主に与えた損害を補償します。

示談交渉
サービス付

日本国内
のみ

保険金をお支払いする主な場合

受託物賠償保険金

他人からの預かり物やレンタル品を、使用・管理している間に日本国内において生じた破損、紛失または盗取について、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金について受託物賠償保険金をお支払いします。ただし、受託物賠償保険金額(30万円^(注))を限度とします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

(注) 補償をさらに充実させたい場合は、100万円を限度とすることもできます。100万円を限度とする場合、保険期間の途中ではセットできません。

被保険者の範囲は18ページ1(2)②をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する受託物の破損、紛失または盗取
 - ① 通貨、小切手、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、乗車券、証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、貴金属、宝石、美術品、航空機、船舶、車両、危険な運動中の運動用具、動物・植物等の生物、不動産
- 次のいずれかに該当する間に生じた受託物の破損、紛失または盗取
 - ① 被保険者以外の者に転貸されている間
 - ② 受託物が自転車である場合は、建物が所在する敷地の外にある間
- 次のいずれかに該当する事由による受託物の破損、紛失または盗取
 - ① 取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託物を使用したこと。
 - ② 自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
 - ③ 欠陥および電氣的事故または機械的故障(故障)によって生じた損害

等

示談交渉
サービス付



賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。(示談交渉サービス付の特約の場合)

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引受します。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

[ご注意ください]

次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- ・1回の事故につき被保険者が負担する損害賠償責任の額が特約保険金額を明らかに超える場合または免責金額を明らかに下回る場合
- ・相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・賠償事故について、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

手順 6 保険期間と保険料の払込方法

保険期間をお選びください。

保険期間をお選びください。

■保険期間(注)は2年以上10年以下の整数年でお決めいただけますが、保険期間が長くなるほど1年あたりの保険料が割安となりますので、10年をおすすめします。

保険期間10年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合、「予定継続期間(注)」および「継続方式」をお選びください。

(注)ただし保険期間の満期日および予定継続期間の満了日は、住宅ローン等の完済予定年月+1年以内となるようにお決めください。

保険料の払込方法

■保険料を一括して払い込む長期一括払となります(注)。

(注)地震保険は継続するたびに保険料を払い込みいただきます。

満期返れい金・契約者配当金

■満期返れい金・契約者配当金はありません。

解約返れい金の有無

■ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。

ご契約の自動継続について (自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合)

保険期間10年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合、「予定継続期間」および「継続方式」をお選びください。

ご契約の終了する日(始期日から10年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、予定継続期間満了日まで同一内容のご契約(注)で自動継続されます。

(注)当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。また、建築費または物価の変動等によって建物保険金額の調整を行う場合があります。

予定継続期間をお選びください。

予定継続期間は、11年以上40年以下の整数年でお決めください。

また、予定継続期間の満了日が、ローン完済予定年月+1年以内となるようにお決めください。

初回契約の始期日から予定継続期間が経過した時(例:予定継続期間20年の場合は始期日から20年後)に自動継続終了(補償終了)となります。

継続方式(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間)をお選びください。

ご選択いただく継続方式(長期または1年)に応じて、継続契約の保険期間が決まります。

とにかく、
総支払保険料を
安くしたいので、
10年経過時にまた
長期契約にしたいわ

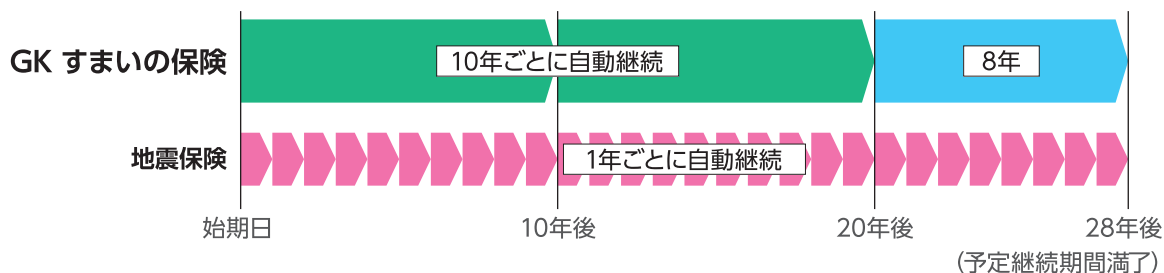


長期継続方式

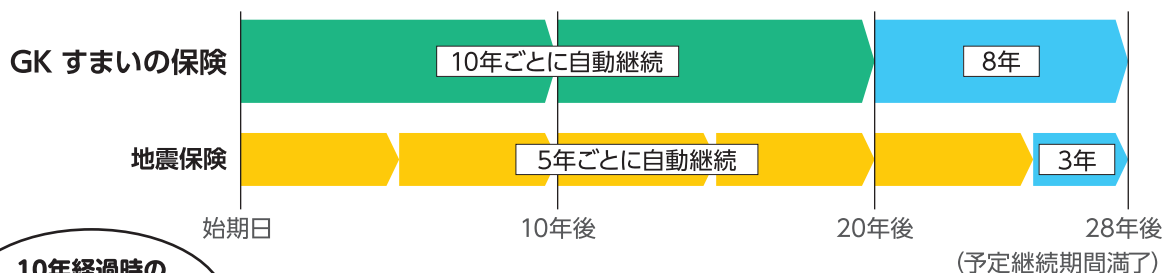
■「GK すまいの保険・ローン団体扱用」は始期日から10年経過以後、予定継続期間満了まで長期(原則10年ごと)で自動継続されます(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は10年ですが、予定継続期間満了までの年数が10年未満の場合にはその年数となります。)

■地震保険をセットした場合、地震保険は始期日から10年後まで1年または5年ごとに自動継続された以後、予定継続期間満了まで1年または長期(原則5年ごと)で自動継続されます(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は、当初の地震保険が1年自動継続の場合は1年、5年自動継続の場合は5年ですが、5年自動継続で予定継続期間満了までの年数が5年未満の場合にはその年数となります。)

例① 予定継続期間28年／当初の地震保険が1年自動継続の場合



例② 予定継続期間28年／当初の地震保険が5年自動継続の場合



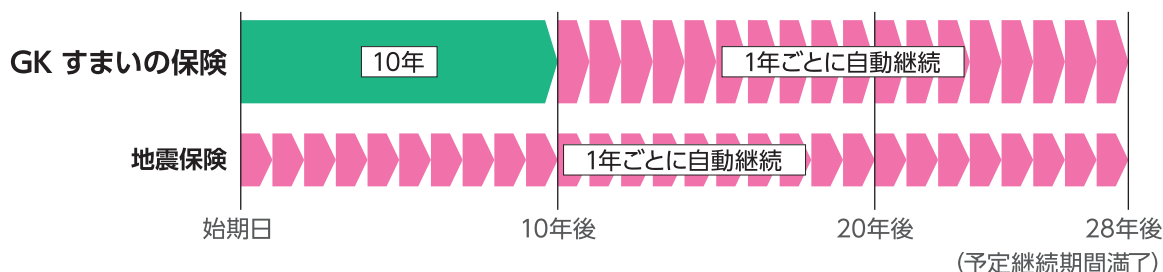
10年経過時の
一時的な保険料負担が
軽い方がいいな



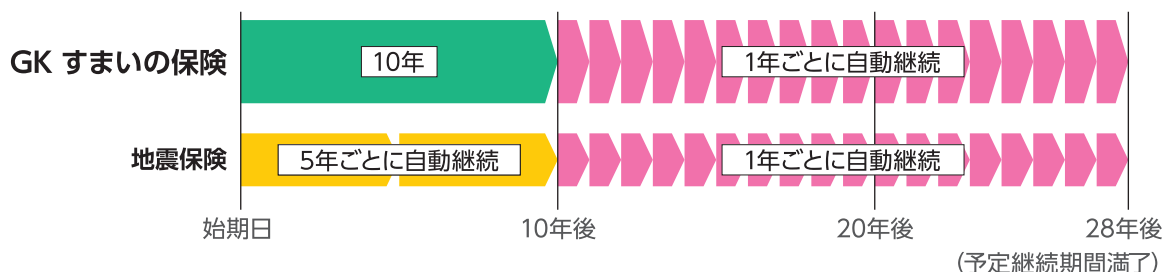
1年継続方式

- 「GK すまいの保険・ローン団体扱用」は始期日から10年経過以後、予定継続期間満了まで1年ごとに自動継続されます(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は1年です。)
- 地震保険をセットした場合、地震保険は始期日から10年後まで1年または5年ごとに自動継続された以後、予定継続期間満了まで1年ごとに自動継続されます(当初の地震保険が1年自動継続か5年自動継続かにかかわらず、始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は1年です。)

例③ 予定継続期間28年／当初の地震保険が1年自動継続の場合



例④ 予定継続期間28年／当初の地震保険が5年自動継続の場合



※ご選択いただいた継続方式(長期または1年)は、保険期間の途中で変更することができます。変更を希望される場合は取扱代理店または当社にお申出ください。

継続契約の保険料の払込方法について

自動継続するたびに継続契約の保険料を一括して払い込みいただきます。
自動継続時の払込方法は、口座振替となります。ただし、自動継続時に振替口座の登録がお済みでない場合に限り、別の払込方法(例:指定口座へのお振込み)をご案内いたします。

ご契約の際に知っておいていただきたいこと

1 ご契約時の確認事項

手順1～6でお選びいただいた事項以外でご契約に際してお客さまにご確認いただく、代表的な事項は次のとおりです。

(1) 住所・氏名をご確認ください。

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。特に番地、部屋番号等にご注意ください。

(2) 記名被保険者をご確認ください。

① 保険の対象が建物または家財の場合

保険の対象の所有者を記名被保険者としてください。保険の対象が家財の場合は、記名被保険者および記名被保険者の親族が被保険者となります。

② 日常生活賠償特約または受託物賠償特約の場合

保険契約者、①の記名被保険者またはこれらの同居(注1)の親族から1名を選んでください。

[被保険者の範囲]

- (a) 記名被保険者
- (b) 記名被保険者の配偶者(注2)
- (c) 記名被保険者またはその配偶者(注2)の同居(注1)の親族
- (d) 記名被保険者またはその配偶者(注2)の別居の未婚の子
- (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

(注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

2 暮らしのQQ隊

暮らしのQQ隊は、「6つの補償プラン」、「5つの補償プラン」、「4つの補償+破損汚損プラン」限定のサービスです!

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー(24時間365日受付!)

●30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。)

水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



さらに、「6つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」で自宅外家財特約および受託物賠償特約(保険金額100万円)をセットしたご契約に限り、「暮らしのQQ隊 家具移動・電球交換サービス(予約制)」をご利用いただけます。

※このサービスは当社が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル(無料)につきましては、保険証券をご覧ください。

※サービスメニューの詳細につきましては、ナビゲートブックをご覧ください。ナビゲートブックは保険証券に同封されるほか、ご契約後に当社ホームページから「お客さまWebサービス」に登録いただくことでご確認できます。

※一部の地域(離島など)ではご利用できない場合があります。

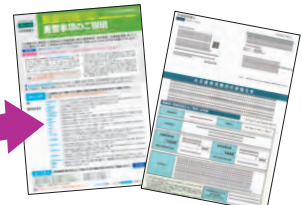
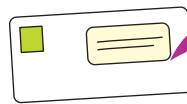
※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

3 ご契約が満期を迎えるときのご案内

ご契約が満期を迎えるときは、当社から保険契約者の皆さまに満期のご案内をお送りします。自動継続特約がセットされたご契約が満期を迎えるときは、保険契約者の皆さまに自動継続のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって満期のご案内や手続の方法などが異なります。

満期のご案内や『重要事項のご説明』をお客さまにお届けします。



用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明
カ行	
家財	生活用動産をいい、業務用の用(保険証券に記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を除きます。)にのみ供されるものを除きます。
記名被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
共同住宅	一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者または管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。
稿本	本などの原稿をいいます。
サ行	
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券に記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

用語	説明
サ行	
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
損害保険金	このパンフレットにおいては、家財(長期用)特約の特約家財保険金についても、損害保険金と表記しています。
夕行	
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ハ行	
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
標準評価額	建物の所在地、構造、延床面積により算出された評価額をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券に記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金額をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
マ行	
満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

1. ご注意いただきたい事項

- 「GK すまいの保険・ローン団体扱用」は、団体扱(ローン利用者)特約付家庭用火災保険のペットネームです。
- 「GK すまいの保険・ローン団体扱用」は、住宅ローン等をご利用の方向けの保険です。
- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造・建築年月等によって決まります。なお、保険申込書に建築年月の記載がない場合は、新築料率は適用されません。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、「GK すまいの保険・ローン団体扱用」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」等をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険の対象である建物の共有者を記名被保険者に追加される場合には、保険申込書にすべての記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

2. 団体扱(ローン利用者)割引について

- ローン借入先金融機関における火災保険取扱件数等に応じて適用される割引(ローン団体割引)です。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3. 銀行等が取扱代理店となる場合のご注意

- 「GK すまいの保険・ローン団体扱用」のお申込みの有無が、銀行等とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、当該銀行等で「GK すまいの保険・ローン団体扱用」をお申し込みいただくことは融資の条件ではありません。
- 「GK すまいの保険・ローン団体扱用」は預金等ではなく、元本の返済は保証されておりません。また、預金保険制度の対象にはなりません。従いまして、預金利息はつきません。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)
 【受付時間】
 平日 9:00~20:00
 土日・祝日 9:00~17:00
 (年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
 「三井住友海上事故受付センター」
 事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 【ナビダイヤル(有料)】
 【受付時間】 平日 9:15~17:00
 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (お客さまデスク) 0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
 電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>

● ご相談・お申込先

財形住宅金融株式会社

〒102-8650 東京都千代田区麹町5丁目1番地(NK真和ビル)
 TEL:03-3263-3083 FAX:03-3263-4734